

平成28年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成28年 6月16日(木曜日)

午前9時30分開議

第15 一般質問

- 第5 議案第41号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第6 議案第43号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第42号 平成28年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第44号 平成28年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第45号 訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第46号 公園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第48号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第12 議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第13 議案第50号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第14 議案第51号 辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第15、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

9番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤君。

○9番（堤 三樹磨君） おはようございます。9番、堤です。では最後ですけれども私から一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず、質問の件名につきましては、公共サービスの民間委託についてということで、公共サービスに対する住民ニーズは、多様化、高度化している。そのため地方公共団体としては、行財政改革の一層の推進を図るとともに、厳しい財政状況の中で住民ニーズに対応するため、民間が効率的・効果的に実施できる事業は民間に委ねるという考え方も一つの手法だと思います。そこで町の民間委託に対する考え方を伺います。

1番目に、民間委託事業に対する町の考え方と、今後民間委託事業推進の意思があるかどうかを伺います。

2番目に、本町の民間委託業務内容と実施の状況をお伺いいたします。

3番目、先の臨時会で温泉保養センター委託料の補正があり、補正理由については説明を受けておりますが、他の委託事業に同様の影響がないかを伺います。

4番目に「新しい公共空間」の形成は、民間業者や地域団体等との協力や共催等により、社会福祉や公共サービスの安定的・継続的な推進が図られることで進むと私自身は考えていますけれども、広い解釈の上で今回審議される補助事業「障がい者グループホーム建設補助」につきましても、官民の協力の上での公共サービスの推進が図られるとの考えからと推察しているのですけれども、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「公共サービスの民間委託について」4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「民間委託事業に対する町の考え方と今後民間委託事業の推進の意思があるか」についてのお尋ねがございました。

本町における公共サービスの民間委託につきましては、効率的な行政運営のため公共施設の維持管理をはじめ専門性のある業務など多くの業務を民間に委ねているところであります。

しかし、総務省からは、依然として厳しい地方財政を背景に少子高齢化による行政需要が確実に増加することが見込まれる中、質の高い公共サービスを引き続き提供するため、地方公共団体の業務改善や民間委託の推進などの取り組みをさらに進めるよう「地方行政

サービス改革の推進に関する留意事項」が地方自治法に基づいて通知されています。

そういったことから、今後におきましてもコスト分析、委託対象事業者の状況や職員の配置などを勘案した中で実施していく必要があると考えています。

次に、2点目に「本町の民間委託業務内容と実施の状況」についてのお尋ねがございました。

本町の公共サービスの民間委託件数につきましては、昨年度の決算で258業務、委託費の合計が3億7,453万9千円でございます。

業務内容につきましては、多岐にわたりますが大きく分類しますと公共施設の清掃・管理業務や電気保安管理業務、消防設備・自動ドア設備保守点検などの各種設備の保守点検業務などの施設管理に関するものが123業務、9,616万3千円、各種ごみの収集運搬業務、高齢者ハイヤー利用サービス業務やスクールバス代替運行業務などの公共サービスに関するものが25業務、8,816万4千円、コンピューターシステムの改修・保守管理などのシステム関連で専門性の高い業務に関するものが26業務、5,135万5千円、各種予防接種、検診、乳児・妊婦健康診査など専門性の高い公共サービス業務に関するものが56業務、2,656万4千円、各種の設計業務や造林業務など専門性が高く成果を求める業務に関するものが28業務、1億1,229万3千円となっています。

3点目に「先の臨時会で、温泉保養センター委託料の補正内容による他の委託業務への影響」についてのお尋ねがございました。

平成28年度当初予算提案で説明申し上げていますが、本年は長期継続契約で実施していましたが温泉保養センターをはじめとした各公共施設の清掃・管理業務などの更新時期となっています。

そういったことから、4月1日に開始される業務につきましては、既に入札等の契約事務が滞りなく行われ、現在順調に業務が進められています。

次に、4点目の「障がい者グループホーム建設補助について、官民の協力の上で公共サービスの推進が図られると推察するが、町としての考え方」についてのお尋ねがございました。

障がい者グループホームを建設し運営するのは、特定非営利活動法人シトレイン様でございます。町が民間に委託するというものではありません。

ただ、障がい者グループホームの建設は町にとって長年の課題でございました。

そこで、町内の事業所で認知症グループホームを運営し、福祉施設のノウハウを持ち合わせています株式会社ハンループ様に相談しましたところ、開設のご決断をされ、特定非営利活動法人シトレインを立ち上げたという経過がございます。

これらのことを踏まえ、町としても多額の費用に対し、建設費の一部を補助することとし、今議会におきまして予算補正を提案させていただいております。この補助は建設に対するものであり、運営については民営となります。従って、当面は運営に対する補助は考えておりませんが、町にとっても必要な施設でありますので、今後の運営状況を見ながら検討しなければならないと考えております。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番(堤 三樹磨君) 漠然としている内容で、民間委託と幅広くお聞きしたので、大変回答の方も苦慮されたかと思えますけれども、今回正直国の2015年の骨太方針といえますか、「経済財政運営と改革の基本方針」に基づいて公的サービスの産業化、インセンティブ改革、公共サービスのイノベーションと、民間委託に対する部分をかなり政府としても強い改革の目玉として打ち出してきているというふうに捉える中で質問をさせていただきます。多くの部分、公共サービスの部分を民間委託されているというご回答をいただき、また、でもそれ以上にもう少し地方行政においても事業コストの削減という言い方が正しいかどうかはわかりませんが、そのようなかたちで公共サービスの無駄の排除と質的向上の改革を求める。公共サービスの質や水準を低下させることなく公的支出を抑制するために民間委託を上手に活用しなさいという指針が出てきているというふうには私は解釈しておりまして、それに対してご回答をいただきました。いろいろな専門業務、多岐にわたって当町としてはされていますけれども、この中におきまして私自身が考えますには民間委託することのメリットの中に当然公共サービス等の効率化や効果の実施等が含まれると思えますけれども、中には逆に公務員の意識啓発につながり、そして逆に民間の方に対する新しい市場の創造にもつながり得る、当町におきまして非常に雇用問題等を含めまして多くの問題、仕事のないことも含めまして多くの問題があると。小さなことかもしれませんが、そういう中で新しい職場としての活路を見出していくことにもつながるのではないかと思います。今回の民間委託に対する質問とさせていただいております。それで今回の民間委託の中でさらに、さらにと申しますか、地方行政等におきましても公表されている中で78%以上の、そういうような単純な業務等に関しましては委託がなされているという報告がありますけれども、このようなことを含めて「骨太方針2015」ということで打ち出してくる中に対してご回答いただいたように十分取り組んでいるという話でしたけれども、さらなる推進、新しい部分でのこの業務に対する進めていく考えとかはございますでしょうか。

○議長(上原豊茂君) 企画財政課長。

○企画財政課長(伊田 彰君) ただいま再質問をいただきました。現在さまざまな業務で民間委託を進めている中で、国の方針も2015年の骨太方針でさまざまに、さらなる部分を進めなさいという中で、本町の取り組みの方向についての質問と思いますが、これは一般的にいうと前段答弁でも申し上げているとおり委託対象事業者の状況というかですね、事業者があるかどうかということもあります。官民のコスト分析の状況もあります。現在の臨時職員も含めた職員の配置等も勘案しながら進めるという回答をしてございますので、そのような方向で進めたいというふうに現状では思っております。

○議長(上原豊茂君) 堤三樹磨君。

○9番(堤 三樹磨君) 今の部分、非常にきちんとした回答になっておりましてですね、そのように指針の中でも危惧する部分として、要は公務員等の雇用の問題等も含めまして、そこら辺も勘案しながらということは非常に大事な問題だというふうに思っております。ただ、ここにおきまして、やはり私自身が思うところ、確かに地方行政におきましても正規職員といえますか、公務員等を含めまして、特に専門性において今後ともに十分に足りている状況ではないと思っております。ですけれどもまた一方におきまして、このことによるコストの削減を含めまして、さらなる民間に新しい市場といえますか、そういう

ものも今、課長の回答の中でも要は地元も含めてそういうものの業者等含めていないという問題もあるということもご回答いただきましたけれども、ある意味では、そういうことも含めて今後は進めていくといえますか、つくり上げていく必要性もあるかと思ひまして、そこら辺を再度検討していただければなというふうに思っております。それで今それに対して民間委託という部分に対して育成も含めてなんですけれども、重ねて3番目に温泉保養センター委託料ということでの補正が組まれたということにおいて、このこと自体を私自身は採決も含めまして承認しておりますし、理解しているつもりでございます。ですけれども先ほどお調べいただいて報告いただいた民間委託業務の中で、その問題点としてです。ね。今後も含めて改善していかなければならない部分の中にちょっと絡んでくるのではないかと。ご回答いただきました中で、入札等含めて契約事務が4月1日から開始されているということで既に私が懸念していた他の業務に対する同様の影響が出ないのかという質問に対しては、入札等の契約事務は滞りなく行われ、現在順調に進められているとご回答いただきました。ですので、それはそうなのでしょうけれども、逆に育成という意味で、行政責任といえますと大げさかもしれませんが、ある意味、民間委託する部分において単純業務でコスト削減をすればいいだけなのか、安ければいいというかたちで選択することによって、というよりも継続契約だから300万円の補正を組む状況になったのかなというふうに考える部分も含めて、労働条件等の確保なり、行政としても委託していながら、ある意味では基本的には責任を負うべき部分があったのではないのかということ。今補正されたのかなというふうに捉えているものですから、そこら辺についてお聞きしたいのと、あとそれを推進していくために、ある意味では業者がないというお話でしたけれども、これは公平な競争等を含めまして、さらなる公共サービスの向上を図れるというふうに思っておりますので、その公正さを担保されるようなかたちを契約上、訓子府町としては民間委託契約に対して、入札に対して担保されるようなことを要件に盛り込んでいるのかと。また、あと今、特に難しい部分ですけれども、当町の業務の中にどこまであるかわかりませんが、特に多いのは個人情報といえますか、秘密保持という問題に対して公益上本当にこういう事業等に対しては必要不可欠な業務でありますので、その秘密保持に対するような問題点等に対する対処として配慮がされているのかどうかについて、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、民間委託の中で単純なコスト削減でいいのかというところの部分の質問をいただいた中で、当然行政としての責任がどうなんだというところをいただきました。その点につきましては、当然民間委託といひましても、使用に対する許可を与えるとかですね、不服申し立てとかですね、そういった部分は全て行政の責任の上で実施しているということでございます。そういった意味では、特に温泉保養センターでいきますと、券売機で使用料をいただいているということで、あと一般的な業務委託については、受け付け業務とかですね、お風呂の清掃業務とかですね、その施設の維持管理業務が中心ということでございますので、そういった意味では、議員が言われるところの行政が全部責任を放棄しているわけではないというところはご理解いただきたいというふうに思ひます。

それと2点目に、業務の執行に際して公平・公正性が担保されているかというところで

ございます。これについては3年の継続契約でございますので、3年に1度、町内業者さんが少ない部分がございますので、指名競争入札というかたちをとらせていただいておりますので入札で決定をして、当然従業員の方の仕事の継続性の問題もございますから、3年間については、その業者さんに継続してやっていただくということと、当然競争性の問題がございますから3年に1度は、価格の比較と言うのもちょっとあれなんですけれども、入札を一応実施するという部分で進めてございます。

それと3点目の個人情報の保護の関係でございます。これについては温泉の場合はほとんどないと思われましても、他業務において個人情報の部分については、そこに従事されている方については、退職後も含めて個人情報保護の責を負うというかですね、そういった部分を条文化して契約をしているというところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） それで今の責任の部分に対しまして、改めてちょっと確認でお聞きしたいのですが、当然私もこの民間委託業務自体はいろんな多種多様性もあり、今、課長もおっしゃられたように専門性のある単純作業であったりだとか、そういう部分も含めての理解はしてなくはないんですけれども、いろんな部分でやはりこういう公共施設に対してどうしても住民等の視線とか苦情、いろんなものがある意味出てくると、それの中で本来であれば契約時点で単純な作業であろうとも、それに対する責務だとか、そういうものは受託者という方での責務と位置付けるということがなされるかと思えますけど、どうもいろんな判例等を見ている部分におきまして、どうしても最終的には受託されている方が責任を負えないような場合においては、地方公共団体等を含めまして、行政の方に対する責任といえますか、そういうものも損害賠償請求、ちょっとごちゃごちゃ言っているのかわからないかと思えますけれども、例えば民間委託された事業等におきまして、第三者等に損害を与える、もしくは施設等の問題によつての瑕疵が生じた場合というような場合も考え得るといふふうに考える部分がありまして、特に業務内容的に温泉保養センターなどは清掃とかそういう部分だけの業務だというお話でしたけれども、施設全体の管理は違うということになれば、そういう問題でも加味される部分も出てくると考えられるので、そういうことに対する対応もさらに進めていただいた上で、民間委託を進めていただきたいという意味合いも含めて質問させてもらっておりました。それでそういう部分に対して先ほど3年の契約という中で随時更新されていると、更新じゃないですね、入札、再入札しながら、行いながらというようなご回答でしたけれども、それに向けてですね、先ほど単純な比較、官民のコスト比較までやっていないのかな、単純に比較、業者間の出てきた金額に対する比較というご回答だったように受け取ったものですから、本来、今回これを進めるにあたって政府の方もいろんなかたちの中でモニタリングですか、マーケティング調査、特に民間、委託先に対するセルフモニタリング等を進めることによって水準の向上等が図られるのではないかとこの指針も出されているように私は思っておりましたので、そこら辺に対する単純作業だからいいんだよというかたち、業種、業態によっては、それでいいんでしょうけれども、少なからずとも直接町民等に触れる部分に関するサービスに対しては、そういうセルフモニタリングであったり、自分でしないにしても地方公共団体自体の随時調査等、そういうものに対する頻度を上げることによって逆に利用

者だけではなくて、そこに対する従業員等に対する業務を受けたものの対応等も確認できるのではないかなと思ひまして、課長のご回答の部分よりもさらに含めて、そういうかたちのモニタリングといいますか、調査といいますか、もしくはそういうものの必要性がまだあるのではないかなというふうに思ひますけれどもいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、委託業者さんの従業員の方の部分の意見というか、状況の部分の確認とか、そういう意味ではモニタリングというところで行くと、議員も言われる利用者の方のご意見等も含めた部分をもう少し進めていくべきではないかというようなご質問だと思ひますけれども、基本的には、温泉ばかり言ってあれですけども、温泉で行くと施設等の部分の苦情は町の方に入ってきています。例えばいろいろな入浴客の問題とかですね、施設の不備の問題等が入ってきておりまして、当然町の方で当初予算にも計上しておりますけれども、修繕料というかたちで計上してございますので、そういった意味では、いろいろな利用者の声を聞きながら修繕の計画も立てているというところがございます。ただ一般的な議員が言われているところの従業員の方の処遇というニュアンスかなと思ひますけれども、そういった部分については一定程度これ契約で進めていますので、入札時点でその受託される事業者の方がどのようなことを前提に入札をしているかというところの部分でございますので、そういった意味では例えば時間を短く何人も雇うとかですね、時間を長く残業代を出すとかですね、さまざまな雇用の形態というのは日本の社会ですので、現在は進められていると思ひますので、そういった意味からいくと業務に対する監督というのは、例えば清掃とかそういった部分の監督というのは当然行政側の責任の中で実施しているというところですけども、その部分というのは、留意しなければならないというところはあると思ひますけれども、まだ現段階では直接です、ヒアリング等とかですね、そういった状況にはないというところでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 私も事例的に一番目に見えた部分だったものですから温泉というかたちで申し訳ないんですけども、再度今のお答え、私自身も本当にある意味で、それぞれ受託業者がそれなりの責任等を負い、その中で受託したと。ただ今回においては地元の中にそのもので受託する、つまり町の方、行政として管理を委託する側でお願いしたものが受託できないということから始まったと。それで再度、どういう比較、官民コストの比較をなさったのかどうかわかりませんが、それに基づいてその部分が不足であったという捉え方、ただ当町のこれからも含めて、このサービスに対する公共サービスの民間委託という部分に関しては今、課長がお答えいただいた、あくまでもそれは受注する側、つまり契約をされる側が理解の上で、それでできるということが主であり、行政としてはそれ以上それに干渉するのではなくて、コスト的に単純に安価と言ったら言葉が悪いんですけども、一定水準は公共サービスに対しては比準されているけれども、安価なものを、つまり比較した場合に安い方という方向でいくという解釈でよろしいでしょうか。ちょっと業種がいろいろありますので、全て一様にはいかないと思ひますけれども。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 民間委託の部分でございましてけれども、労働環境が著し

く劣悪というような状況を見た場合については、そういう意味では国からも留意するべきというところは労働環境の部分で出てございますので、そういった意味では、あるかなというふうに思っております。コスト論の部分でございますけれども、ここの部分については基本的にはですね、入札でございますので、安価というのは絶対条件で一番安いところが受託するというのが絶対条件ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） それでその部分を解釈するにあたりまして、やる業者がないので、今回300万円の補正になりましたということに結びつけて理解するというところにちょっと納得しないわけではないんですけど、私はそういうふうに見るのが正しいかなと思っているものですから、それに対して反対はしていないんですけど、考え方の部分でやはり、そうしますと最低の入札、最低金額といいますか、それに対する担保の取り方が今度、課題になるだけなのかなというふうに理解したということで、ここの部分に関しては、それ以上の質問は終わらせてもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それで続きまして最後の部分で「新しい公共空間」という表現をさせていただきました。ご回答の中に、私の方では「新しい公共空間」の形成としての位置付けとして、今回NPO法人シトレインさんの障がい者グループホーム建設という部分に対して、私自身としては大きく捉えた中で、公共サービスであったり、福祉サービスといいますか、社会福祉サービスといいますか、そういう部分の一翼をある意味で官というんですか、公共団体の方でできない部分を民間の方でしていただく部分におきまして、町としてはこれに対する支援をし、建設に莫大な費用がかかるということで補助するという経緯なのかなというふうに捉えておりましたけど、町の方からの回答では委託ではないと、どういうふうに捉えていいか正直わからなかったものですからお聞きしている次第でございます。これに関しまして、町が民間に委託契約することではありませんと明確に回答でおっしゃられておりましたけれども、確かに今回の第4期の訓子府町障害福祉計画ですか、27年度制定されましたその中において全ての障がい者によるあらゆる人権の確保ですとか、そのような部分をうたい、そして29年度の目標設定の中に福祉施設入所者の地域生活への移行と福祉施設からの一般就労への移行等を含めまして、昨日も町長がおっしゃっていました、どなたの質問だったかな、シトレインさんのグループホームに関しましては、民間に建ていただき、できる限りの補助を町はしていきたいというお答えの中で、表飾る言葉だけではないんですけども、基本的にはどういう理由で町として支出というか、補助を行うのかというのが、私は先ほどからくどいですがけれども、民間委託という言葉が適切ではないというのは思うんですけども、そこに関する考え方が、民間の業者が何かつくりましますよ、そしたら町は単純には補助するということは滅多にないですよ。そこの根底にあるものを再度理解させていただきたいなということの意味合いでちょっと質問させていただいたんですけども。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 前段の質問も含めてちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけども、考え方はいろいろありますけれども、本来、町がやるべき、地方自治体が必要でやるべきことが一つ、二つ目は本来やるべきことだといいいながら簡易な業務や民間に委託

することによって効率的な成果が得られる、あるいは単純なということも含めて考えていくと委託ということもある。しかしこれは委託というのは、委託者、発注者は私ですから、最終的には町は責任は免れないということになります。ただし、働く人と委託を受けた会社というのは、労使協定をきちんと結んでいますから、当然労働時間や厚生等については会社の責任において行わなければならないと。当然のことです。これは私どもが入札の執行、入札の際に予定価格を設定するためには基本的な項目をきちんと列挙して、そしてそれを希望する方は受けて価格を設定してくると。例えば人件費の問題でいくと一つの法人が例えば温泉なんかでいいますと、他の事業も行っている。例えばスクールバス、牛乳の配送、運転、農地なんてことをやっている。そうすると働く人の労働をそこだけではなくて効率的に使うということも、これは民間の手法としてはあって、だからそこにおいては私どものいっている条件を働く人たちの状況を確保できるという、そこで価格はそれぞれの会社がやはりやってくるというのはあり得ることですので、ただ実態として先般の中では私どもはそれは当然のことだと思っておりましたけれども、共済、厚生といった方がいいのでしょうか、そういったことが全体の中でやはり働く人たちの側からみても問題があるということで、改めて状況的に我々は不足している部分については補正というかたちで理解して、全社が入札参加を拒否された、拒否というか、これではとても受けられませんという。それはどういうことかということをも改めて精査・調査していく中でそういうことがあったということでご理解をいただいて再度全社に入札の機会を提供し、そして入札結果が今回の状況になったと。それ以降については、何ら問題うんぬんはないということでしたので。しかしそういう点でいきますと労使関係のうんぬんというのは労働協約の問題ですから会社のことですから、我々がそこまで入り込んでうんぬんという問題はありますけれども、最終的な管理・運営の責任というのは、やはり町は免れないんじゃないかなというふうに思います。

それから三つ目です。本来、民間がやるべきこと、あるいは民間、国は戦後一貫して公が抱えてきたさまざまな事業を民間がどんどん事業主体でやっていいのではないのかという方針を持っています。それは雇用の拡充やいろんな提供をしていくという点でいくと民間委託からさらには民間による経営ということの方針で国は考えているようですけれども、例えばうちの町でいうと保育所、認定こども園、これは近隣を見てもおわかりだと思えますけれども、直営というのはあまりない。それから土木、管理、これも民間に委託したり、あるいは民間が直接保育所や幼稚園としてやっているところもある。うちは民間がそれだけを受けるということは法人の状況的には厳しいものがありますから、それと私自身は町長としてこれは直接地方自治体の責任において保育所、あるいは認定こども園を運営すべきだという考え方のもとで、うちは民間にしていけない。しかし状況によっては民間の認定こども園もありますから、そこはやはり執行者の町長の考え方とそれを議会がどういうふうに議決し運営を承認するかということだと思えます。例えばスクールバスもかつては直営でしたが、今は民間にしています。これも一つの方法として大丈夫だろうということをやっています。それから工事なんかでも例えば、川が越水した、砂利がものすごい等、豪雪で雪がものすごいと、民間に委託していますと、民間はそこによって他の業務も抱えていますから、即それらに対応できるかどうかと。これはやはりうちの町は、直接土木の関係で働く人、技能員を雇用していますから、即地域の要望に対して即座に解決していく

というスタンスをとっておりますので、このところは行政サービスというか、行政が成し得ることをどこまで委託してやるかどうかという考え方というのは、町の、もっと言うと町長の責任、考え方だというふうに捉えていいのではないかなと。今回シトレインさんがグループホームを建てると。これも考え方によっては、例えば特別養護老人ホームは、町で直営でやっている自治体もまだたくさんあります。例えば美幌町、置戸町、ついこの間やっとな民間委託、民間の法人が受けるということになりましたけれども、ついこの間までは直営でやっていた。今この障がいがある方々のグループホームがどうして、静寿園なんかもそうなんでしょうけれども民間なのかということ、行政がやることによる負荷、国の政策、これらについても極力民間に委ねていくということの考え方を持っています。だから運営に対しても補助制度はない。それからうちが今、直接それを建てて、そして運営をしていくということについては、非常に人件費等も含めて限界がある。ノウハウもないということを考えていくと私は他の町の市町村の福祉法人や事業所をお願いをするということは現実的に難しいので、シトレインさんにぜひグループホームを建設し運営をしていただきたいとお願いもしてまいりましたし、そういう要望がたくさんございましたので、それを受けてくれたということはありません。しかし憲法上でいっている第25条でいっている健康で文化的な生活や人権の問題等を含めて、この福祉事業について、町は無縁でいかどうか。例えば特別養護老人ホーム建設のときも、今は法人ですけれども、かなりの部分の応援をしてきていましたし、これ数億円単位だったと思います。ですからその点でいくと今NPO法人を立ち上げてやろうとしている初期投資が2億円からのお金がかかっていく。人件費とかを入れたらとてもじゃないけどまだそんなものでは済まない。その部分でいう我々が国の補助事業でいっている補助の基準に基づいて、うちが成し得ることの補助を今回お願いをしたい。しかしあくまでも独立採算性ですから、運営をシトレイン様の方で実施していくということになります。ただし経営的にはものすごく厳しいと思います。やれるかどうかということも含めて、意気込みで今シトレインさんは引き受けていただいていますけれども、今後の実績を見ながら、運営の中でもご相談ののっていかねばならないだろうという感じはしています。特別養護老人ホームも今は10床を増やしたことによって独立採算性を維持していますけれども、それにしても3千万円を超える修繕等が出てきた場合については、単独では基金1億円ぐらいは積み立てをしていると思うんですけれども、おそらくそんなものはあっという間になくなっていくだろうという状況の中では、町民の方が利用し入る、サービスを受益するという状況からいくと町は福祉に関しては関係ないということにはならないのではないのかということをご理解をいただきたい。ちょっと長い、私なりに丁寧に説明したつもりですけれども、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 大変丁寧にご回答いただきまして、ある意味で私自身もすごく理解ができたというふうに捉えています。先ほど前段の方でいろいろな問題等含めながら、ただ真摯にいろいろなものを含めて、町行政の中においての今の現状を踏まえた意味で民間委託に対しては対処しているというご回答ならびにそれに対する考慮もされているということがわかりましたし、前段、課長の方の考えている、町の考えとして雇用に対する考え方等も含めて現状の中での認識の上に立って、今、訓子府は進めている状況だというふ

うに、そしてそれを細かく説明いただいたということで、私としては解釈しておりますので、今回のことはわかりました。

そして最後のシトレインさんに関しての部分ですけれども、民間の委託という言葉、これ自体が私の今お聞きして町長からの回答の中で解釈したものに対しては、町が民間に委託することではありませんという回答、委託という言葉がおかしいという捉え方であり、あくまでも福祉サービスといいますか、そこら辺に対する社会福祉に対する問題は地方行政、本来であれば国からスタートしなければならないものかもしれませんが、こういうものに対しては障害者基本法を含めて、いろんなものを国は制定しなさいといろいろ言いながら、それに対する支援体制がないということも私はおかしいと思っております。町長としてもこういうかたちで委託とかそれは表面上は出ないにしても、本来であれば福祉サービスですか、そういうものを含めて町としてもある一定の、責任という言葉が正しいかどうかわかりませんが、それに対して町がやるものをシトレインさんがやるということに対して応援していくのだということで今回の補助金の理解を得るという解釈で私はよろしいかなというふうに思って今お聞きさせていただいておりました。そのことに対してちょっと逆に言いますと、こういう聞き方もいいのかどうかかわからないですけど、昨日、川村議員の方からも社会福祉法人、特別養護老人ホームの方に対する質問等がございましたけれども、私は静寿園さんの方に関しては社会福祉法人の助成に関する条例というかたちで町の方は定めており、先ほど町長の言われたある意味で支援せざるを得ないものも明確に、支援という言葉がいいかどうかわかりませんが、補助金とか貸し付けの支出に対して町長が認めた場合にはということを行政でなさって条例化されているというふうに捉えておりましたし、そういう部分において今度はシトレインさんに対しても基本的にはそういうサービスに対して民間事業で行うんだということに対して応援していくという中で今後、私が前段の全員協議会ですか、前段の行政からの説明の中で今後、運営は厳しいのではないですか、そしてそれに対して設置された後の町としてのお考え、つまり継続、それから維持していくことに対するお考えはどうですかというふうにお聞きしました。と言いますのは、今回こういうふうなかたちで位置付けも明確にした上でシトレインさんに障がい者グループホームを建設していただき、その運営を担っていただくという状況になったときに、ある意味で行政の部分としても条例を作ると、静寿園さんに対しては条例というかたちで対応していると思います。そういうふうなかたちでNPO法人さんといえどもやはり同じような考え方をもちながら進めていき、ある意味で継続性の担保ですとか、そういうものを図っていく必要があるのではないかなと思ひまして、そしてそのことも建設にあたっては町民にも理解しておいてもらうということも必要ではないかなと。もし今回全くNPO法人さんの方、独自でのお仕事、民間ですよということであれば、こういうような心配もしないんですけれども、そういうことに今回の補助について、これは後にも引いていく問題ではないかなと思ひまして、そういう公共福祉サービスに対する町の考え方とそれから今後の維持に対しても必要ではないかなと思って今回質問させていただきました。これは民間委託とって当たっているかどうかわかりません。伊田課長あたりなら得意なのかな、この*BOO方式、ビルドOWNオペレートというんですか、それにちょっと近いような形態に私は思うんですけれども、そのことによって逆に言えば行政も含めて民間委託業者のみならず行政としてもある程度の担保もしていくというかたちになる

のかなと思ったものですから質問させていただいております。そこら辺に対するお考えはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） もう一つやはりご理解いただいております。おこななければならないというのがあります。それは法人でも例えば企業ですね、民間の企業の営利活動に対して町が直接補助をするだなんてことはまず考えられない。例えば公民館の使用料で、あそこで物の売買をするという純然たる町外の方が来てあそこで物を売る場合は、私が担当した時代は5倍の使用料をもらっています。すなわち営利企業とは違うのだという分離をしています。静寿園は社会福祉法人です。それからシトレインはNPO法人、それからこの下のきらきら本舗もNPO法人です。それから社会福祉協議会は社会福祉法人、そして我々が委託をしている在宅福祉等についても社会福祉協議会の社会福祉法人が運営母体になりながら運営していると。これらの共通しているのは何かといいますと、金儲けができないということです。基本的には。儲けのためにうんぬんというのは、会社の経営とは違いますので、その点で言いますと国、北海道、町の補助も受けながら適切に、もちろん負担金、使用料といいたまいますか、利用者からもお金をいただきますから、その中で何とか運営していくというのが基本的なスタンスではないかと思うんです。ただし、入所が集まらないとか、例えばうちの在宅のヘルパーだとかそういった事業は全然独立できません。厄介になるといっても利用する利用者の数、それから配置しているヘルパー等々を考えていくと町の支援というのは100万円単位で毎年やっているという状況です。民間でもありますよ、ただ現実的にうちの町のそういったものというのは独立採算性というのは非常に厳しい、社会福祉法人というのは。このきらきら本舗は今、就労支援B型は今やっと独立して、部屋を貸したりとか、いろんなことはあります。使用料を払っていただいておりますけれども、基本的にはまだそんな儲けているような状況ではない。それから社会福祉法人も訓子府福祉会の静寿園、これについても余剰金を持っているはずですが。ただこれは人件費の問題とかいろんなことがあったら億単位の金というのはあつという間になくなりますから、かなり委託をしながらやっているという話を聞いていますので、その点でいくと私は社会福祉法人とか今言ったNPO法人、いろいろありますけれども、福祉に関するNPO法人というのは経営的にはやはり相当厳しいものが予想されるのではないかなというふうに思います。その点でいくと町民に担保をしてもらいながら、今後運営についても補助をするということもご理解いただいたらいいのではないかと非常に前向きなご発言をいただきましたけれども、最初からそれはやらない方がいいというか、やはり1年なり2年なりやってみて実態を、多くは町民、例えば半分以上の方が町外の方ですね、そして運営費も含めて、全部これから町が赤字の部分丸抱えということになるということには、非常にやはり厳しい意見も出てくると思いますので、その点はシトレインさんもある一定の覚悟をされていると思いますので、1年なり2年なり様子を見て状況を的確に把握しながら今後行政としての関わり方もさらに運営面でこれから出てくるのではないかなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） わかりました。そういう部分もあるかと思えます。ただもう少しちょっと含めて質問させていただきますと正直今の回答で様子を見ながらということも

含めて理解して、最終的にはこういうサービス、特にNPO法人という営利団体ではない採算性が非常に厳しい業務に対して、やはりこちらというか町民を含める福祉サービスなんかの部分からすると本当の意味での継続性の問題だとか、そういうものはやはり大いに気にするところですので、1年なり2年なり様子を見て鋭意努力される状況を含めて、その後で考えるということのご回答だったというふうに思いますのでよろしいでしょうか。そういうことであれば、そういうふうに進めていただくとまたそれも町民にも理解していただくということで私のこの部分の質問は終わりますけれども、ただまだちょっとシトレインさんに対してというよりもNPO法人ということで先ほど町長もおっしゃっていたように、正直採算性だとか、そういうものに対しては非常に厳しいと。当然収益、報酬に対してもNPO法人、規格の中で役員総数の3分の1の方しか報酬を實際生まれたものは受け取ることができないけれども、役員といいますか社員は10名以上確保しなさいとか、いろんな条件があると思います。そういう中で法人格ということで税といいますかね、税負担がやはり生じてくる。当然民間の所有物件ですので、そこら辺に対して何らか町として考えている部分とかはあるのかということでもちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） ただいま、税負担の関係でのご質問がございましたが、一応町税という観点でお答えしますと、例えば一般的には、やはり運営するための建物施設等の問題が一番かと思えますけれども、固定資産税でいいますと当然、減免規定がございまして、公共の事業に供するものについては減免ができるという規定も設けてございまして、そういった対応になってございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

あと5分です。

○9番（堤 三樹磨君） はいわかりました。今のことも含めまして、今後大変な事業かと思えます。民間委託に、先ほどもくどいですが、民間委託に対しましては私自身としては全体通しましてコストの削減というだけではないんですけども、本当に新しい職場の創設といいますか、ちょっとした手がかりにもなるのではないかと、先ほど言われた、いろんな業者がそれぞれ受注して、例えば温泉保養センターの清掃管理、単発に出ます。それを単発、単発でやると、それと同じ業者が例えばスクールバスの管理運営をされる。単発、単発に出るとやはり業者としては、これは取れる、これは取れないとか、いろんな問題も出てくる。ある程度の採算性のあるものとして、取れる、取れるという言い方は悪いんですけども、そういうことも含めると民間の方の育成にもつながるのではないかなと思ひまして、そこら辺もちょっとご検証いただきたいなというふうに思いますし、それから先ほどシトレインさんに対してもそういう考え方を含めて支援の基本的な考え方と、支援といった言葉おかしいのかな、補助を行う基本的な考え方をお伺いしましたし、私自身はそのことをお伺いできれば今回十分でしたので、これをもちまして質問の方は終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 最後にちょっと委託の発注の関係の問題で何か単発のという点の回答はないですか。

町長。

○町長（菊池一春君） ある意味では育成、それからモニタリングを含めてですね、可能

な限りの範囲内というの、ある意味では当然のことと思いますけれども、業務の状況からして可能な限りの範囲内で努めていきたいというふうに考えています。それとやはりこれはシトレインさんのことでいいですと今後雇用の問題が出てきます。当然今あそこのはるるにいる方々が全て兼務するというわけにはいかないですから、福祉事業を通じて雇用の拡大とかということも出てくるでしょうと。それから、そうすると北見から通っている、おそらく24時間体制のグループホームですから、北見から通うことがいいのかどうかという、今度は住宅の問題とかですね、いろいろなことが関連してこれから出てきますので、できるだけ前向きに町民に優しいまちづくりの一つとしてですね、行政としても見つめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第41号、議案第43号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第41号、議案第43号について質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第41号の質疑を許します。議案書1ページです。

ご質疑ございませんか。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。7ページ、総務費、総務管理費の中の防犯等住民安全対策事業の中で日本赤十字社訓子府町分区負担金、これは公共施設AED8台の更新と説明がありました。この8台の今までの実績などについて伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回の補正につきましては、平成19年購入分の更新の部分でございますけれども、配置先としましては訓子府小学校、それから居武士小学校、訓子府中学校、スポーツセンター、ゲートボール場、温水プール、公民館、役場の8台でございます。19年のときには幼稚園の分も買ってございましたけれども、こども園の開園に伴いまして、保育園と一緒にになりましたので、保育園のAEDを使用するという事で今回の更新から外れております。

使った実績で言いますとスポーツセンターの方で、ちょっと回数まではあれなんですけ

れども、1回はちょっと記憶しているんですけれども、スポーツセンターの方で施設利用者の関係で使用した実績がございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。8ページの第7款、1項、2目の商工業振興費の訓子府町店舗出店等支援事業補助金についてですけれども、これに対する業種や場所等を情報として伺えればと思ひまして質問させていただきます。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、8ページ、商工費、商工業振興対策一般事業の関係の補正に対する内容についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、今回は合同会社ミルククラウンさんが自分の生乳を使いまして乳製品の製造・販売を行いたいという計画をもってございます。場所につきましては、現在のところ日出町にあります昔のJA日出支所、そこのところをお借りして店舗として出店したいという希望がございまして、正式な申請はまだ受けておりませんが、そういう希望があるということで今回補正の対応をさせていただいたということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。2点お願ひします。

これはわからないので教えてほしいんですけれども、7ページ、先ほど質問に出ていました住民安全対策費の中のAEDのことで聞きたいんですけれども、これは新しく買うということなので、更新で買うということは、AED自体は電池を換えればいいのか、電極を換えればいいのか、そういうことではなくて、そっくり替えなければいけないものなんですかねAEDというのは。それを一つ教えてください。

それと10ページ、小学校費のスクールバンド用楽器50万円なんですけれども、これについては特別に寄付があったということで、楽器を買うという指定での寄付だということで50万円を買うのはいいんですけれども、これは当初予算の中にも楽器を買うという予算は組んでいますよね。それでこういう場合というのは、寄付があったから余分に買うのか、今までの予算の計上の中で必要と思っているものがあったのでそれを買ったのか。そうなる当初予算の50万円は余ってくるのか、そこら辺のことをお願ひします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 7ページの住民安全対策費の防犯等住民安全対策事業、AEDの購入の関係でございますけれども、これにつきましては、耐用年数、これが7年というふうに定められておまして、今回先ほど言いました施設に、整備をしておりますけれども、例えば消防なんかで持っているAEDにつきましても同様に同じような年数で更新をしているということで、そっくり入れ替えるということです。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 議案書の10ページの10款、2項、教育振興費の備品購入費の関係でお尋ねがありましたけれども、既に28年度予算ではスクールバンド用の楽器購入を計上しておまして、年度に入りましてすぐ購入を執行いたしまして、既に納品が

されているところであります。今回の寄付については、寄付された方のご意思といたしますが、スクールバンドのリコーダーの活躍を応援したいということでありますので、今回そのご意思に従いましてリコーダーを購入するというので今回予算を計上させていただいたところであります。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。一つ、二つお聞きします。7ページのAEDの関係ですけれども、配備するというのなら購入ということをやっと想定するんですけれども、この負担金の仕組みとか、なぜ負担金かをお伺いをしたいと思います。

それと8ページ、林業振興費のこれは補助金はスルー、スルーとか、町を通るタイプの補助金だと思いますけれども、補助対象の事業の概要を簡単に、どの部分に対するものか、簡単に結構です、教えていただきたい。

それと最後です。10ページ、学校管理費の遊具、強風で倒木により壊れた修繕料ということで、これはもう理解しているんですけれども、もし関連ということでお答えいただけるのだったらお聞きしたいんですけれども、私は現職のときから学校の周りの木をすごく気にして、時々小さな事故があったんですけれども、その管理はされているのか、もしお答えいただけるのだったら、簡単にお答えいただければありがたい。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 7ページの2款、1項、7目の防犯等住民安全対策事業の関係のAEDの購入の関係でございます。本来であれば備品なりなんなりで予算計上するところでございますが、今回、日本赤十字社の方で全国の分をですね一斉に入札しまして、それを訓子府町分区を通じて自治体の方に物が届くということで、それで負担金というかたちで日本赤十字社訓子府町分区の方に負担金で負担するということになります。共同購入したものに對する負担金というかたちで購入するというのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 8ページの林業振興一般事業の関係で事業の概要、補助事業の概要について説明をというご質問でございますけれども、まずこの事業、対象につきましては訓子府町福野にございますグッドアイという協同組合グッドアイさん、そこが今、間伐材を利用したオガコの生産を行っておりまして、そこが北海道の方に道の特用林産物活用施設等整備という項目の中でダンプトラックを購入したいという計画を申請いたしました。それが認められまして、今回868万5千円の補助金がついたということでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷勇君） ただいま、議案書の10ページの10款、2項、1目の学校管理費、需用費の遊具の修繕料の関係で学校付近も含めた樹木の管理についてお尋ねがありましたけれども、日ごろ、中央公園も含めて、それぞれ職員による、学校の管理職も含

めた中で目視による管理を行っているところで、急変箇所があれば、その都度対応しているという状況であります。また過去に中央公園を中心に樹木医の先生に樹木の施術を行った経過もありますし、定期的にその樹木医の先生に目視による点検をお願いしまして、急変箇所についても適宜処理をしている状況であります。また去年と今年で予算を計上させていただいておりますけれども、重機の借上料を計上し、^{きんてい}剪定なども含めて実施をしているところでもあります。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。一つだけ、7ページ、民生費、1項、1目、社会福祉総務費、この8、400万円について、これは税の処理はどうなるのかな、土地取得に関する税、それから建物を建てたときの税金とかそういうもの。今までは誘致した場合はどこでも聞いた話では、実質、免除しているという市町村もあるし、税金はね。今回のこれについて、建物が建った時点でどういうふうな処理をするのか教えていただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） 7ページの障がい者施設整備助成事業、これを行った後の建物の税の対応に対しての質問でございますが、まず建物ができた段階での不動産取得税、道税になりますが、こちらが生じてくると。それとあと当然、建物ができた後の町の固定資産税の対応と。ちょっと今日のところはですね、資料を持ち合わせておりませんので、確認してですね、後ほどお答えさせていただきたい。ただ町税の関係についてはですね、必要に応じて今後検討していくということになるかと思えますが、道税の部分については、確認して後ほどお答えしたいと思えます。

今、建物の部分だけの説明でしたけれども、土地の部分につきましては、これは町の固定資産税ということで、合わせて今後検討していきたいと思えます。土地の方の取得税、道税の方ですね、こちらも確認して後ほどお答えしたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。10ページの教育費、先ほど説明がありましたスクールバンド用楽器なんですけど、ちょっと気になるところは、子どもたちが日ごろ使っている自分のリコーダーですね、それが新しくなった場合に今まで使っていたものがたまっていくと言ったら変ですけど、そういう更新のときの使わなくなったリコーダーの処分というか、処理はどういうふうになっているのかをお願いします。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 議案書10ページの10款、2項、2目の教育振興費の備品購入費のリコーダーの関係でお尋ねがありましたけれども、リコーダーについては、過去の経過から、これまで公費による購入はしておりませんでした。昨年、東京訓子府倶楽部の寄付により予算を計上させていただいてリコーダーを購入した経過があります。これまでこのリコーダーについては、今回の購入したもの以外については、現実の状況を見ますと他の学校から借り入れをしているものがあります。その代替といいますか、それを返却し、自己所有ということで対応したいということで、学校側の意向がありまして購入を

させていただくということにいたしました。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端議員。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。7ページの障がい者施設整備助成事業について伺います。これは一般質問の中でも、さまざま問われておりましたが、今回これを補助するにあたりまして、これ補助要綱なり、一部今後のことも触れておりましたが、その辺の整備はどのようになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 7ページ、3款、1項、1目、19節の負担金について、障がい者グループホーム等施設整備補助金でございますが、これにつきましては、今議会で承認いただきました後に要綱等を整備する予定でございます。それに基づきまして助成していきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

先ほどの回答がありますけれども、後ほど調べて回答いたしますので、それまでお待ちください。

それでは、今、回答が来るまで採決については待ちますので、議案第43号の質疑を許します。議案書17ページです。

ご質疑ございませんか。

堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。19ページ、下水道の特別会計なんですけど、第1款、1項、2目で今回、申請が1戸増えたということで50万円の事業分担金と、これに対してこれほどこという聞き方でよろしいのかなんですけれど、ちょっと気になったのは20ページにホクレンさんの住宅だと思んですけど、これに対しての分担金なのかどうかという確認をしたかったんですけども。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） ただいま、下水道会計の1款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業分担金50万円のご質問がありました。これにつきましては、堤議員がおっしゃるとおり整備費、20ページの2款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業費の工事請負費で410万円を計上しておりますが、ここの分に対して設置場所につきましては、ホクレンの実証農場、その職員住宅1戸分ということで1基に対して50万円の分担金ということになっております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第43号の質疑を終了いたします。

ここで先ほどの未回答の部分がありますので、その調べが終わるまで少々休憩といたしたいと思います。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

それでは、町民課長。

○町民課長（原口周司君） 先ほど川村議員から障がい者グループホームの建設した後の税の対応がどうなるのかというご質問に対する回答ですけれども、不動産取得税の道税についてはですね、回答が出るまで時間がかかるということで、後ほど回答が出た段階で議員の方にお答えしたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。それから町税の部分につきましては、新しい対応ということでこれから検討させていただきまして、また改めて議員の方に必要があれば提案させていただくというかたちになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（上原豊茂君） この案件について、川村議員の方から何かございますか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 私が言ったのは、8,400万円の補助を出して、町には1銭もお金が入ってこないのかと、簡単に言えば。建物を建てて土地を取得した8,400万円に対するものであればなんぼかでも返ってくるものがないと、これはまずいなと思ってそう言っているの、あまり深い意味はない。とにかく金が入ってこいということ。

○議長（上原豊茂君） わかりました。この関係について町民課長。

○町民課長（原口周司君） 先ほどお答えしたようにですね、これから町税の関係の整理の検討をさせていただきまして、またご相談したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（上原豊茂君） 後ほど、結果については議員の方に知らせるということですので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

議案第41号、議案第43号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号、議案第43号はいずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第42号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第48号、
議案第49号、議案第50号、議案第51号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第42号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第42号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号の質疑を行います。議案書22ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

山田議員。

○4番(山田日出夫君) 障がい者施設の新設に伴う工事だと思いますけれども、今回つなぎますよね、それで水量は不足することはよもやないですよ、それ1点だけ。

○議長(上原豊茂君) 上下水道課長。

○上下水道課長(山本正徳君) 今回グループホーム、ちょっと大型の施設ができるということで、本管の方も75mmから150mmにつなげるということで、その地域の水量の安定化を図るということでの工事も含めております。

○議長(上原豊茂君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第44号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号の質疑を行います。議案書25ページです。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号の質疑を行います。議案書26ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

河端議員。

○3番(河端芳恵君) 3番、河端です。今回提案されております元町92番地、これは今まで公園ではなかったところが公園として指定されるということ、具体的に今までどのようなかたちだったのが公園に組み込まれるということなのか。どの部分なのか教えてください。

○議長(上原豊茂君) 建設課長。

○建設課長(山内啓伸君) この範囲で新たに加わったという部分でいきますと、言葉で説明するのは難しいのですが、去年というか、いろいろ問題になりましたプラットホーム前のは種をした芝生の部分と、それと駐車場の奥の築山の部分、小高くなっている芝生の部分ですね、あそこの部分も新たに公園として繰り入れたということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(上原豊茂君) ほか、ご質疑ございませんか。

河端議員。

○3番(河端芳恵君) 今まではその部分は公園ではなくて鉄道跡地とか、そういうような地目、わざわざ今回、公園というふうにした、そのあたりはいかがですか。

○議長(上原豊茂君) 建設課長。

○建設課長(山内啓伸君) 公園の位置というのは、あくまでもある地番を、その地番全部が公園だという意味ではなくて、ある場所を公園だというふうに規定していました。そして今までのここに載っている東幸町1番地、2番地、西幸町15番地というのは、これはどこがこの住所に入っているかという、あずまやのあるところと銀河農園の方の駐車場と、あとその横の遊具、そこら辺の部分ですね、あの部分が網羅されていました。今回、新たに芝生がきれいに整備されたということで、維持管理も含めて今、建設課で対応していますので、建設課というか公園管理が担当していますので、その部分を新たに地番を繰り入れたということでご理解いただきたいと思います。

○議長(上原豊茂君) ほかにご質疑ございませんか。

堤議員。

○9番(堤三樹磨君) 9番、堤です。今のさらに質問なんですけれども、元町92番地、今の説明で農業交流センター等も全部元町92番地に入るとわかっているんですけど、

そうするとプラットホームの先の芝生ということで、プラットホームとかは全然入らないということですね。それでそれによって公園に指定することによって使用許可の申請とか、これから使用料の発生が生じるということですのでよろしいんですよね、目的外に使用という場合には。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 公園のエリア化したというのは、実は一番大きいところはそこで、公園であれば1㎡当たり11円1日使用料としてとるというような規定があります。ですから今回プラットホームは入りませんが、プラットホームの前の芝生で何かイベントをするということは当然あり得るということで実際貸し出すということも想定してやっているということで、それについては議員がおっしゃるとおり使用料については通常はかかる。例えばビールパーティーをするとかということになれば使用料としてはいただくというかたちになります。

○議長（上原豊茂君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第46号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号の質疑を行います。議案書28ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第48号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号の質疑を行います。議案書29ページ、1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第49号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第50号の質疑を行います。議案書33ページです。1人3回まで質疑が行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第50号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第51号の質疑を行います。議案書34ページです。1人3回まで質疑が行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第51号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成28年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午前11時21分